

議案第51号

幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例

幕別町立学童保育所条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の備考3を次のように改める。

- 3 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

なお、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。